

# インボイス制度登録開始！

## 消費税に関する個別相談会

消費税軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式は、令和5年10月から導入される予定です。これは、従来の区分記載請求書等（10%と8%に区分して記載された請求書等）に代えて、適格請求書等の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

このインボイス方式の請求書は、免税事業者は発行することができず、発行するためには税務署に届出をする必要があります。登録申請は今年10月から始まりました。本相談会で、消費税についてももう一度確認してみましょう。当日、決算書をご持参していただければ、シミュレーションをすることができます。

また、消費税の他、e-Taxなど、税務関係全般についての相談もできます。

- 日 時 **11月18日（木）**（税理士 山口 道氏）  
（担当相談員はカッコ内）
- 12月 2日（木）**（税理士 米津直美氏）
- 12月15日（水）**（税理士 米津直美氏）

各日 13:00～16:00（一人約50分）

※本制度のセミナーを11月10日に行います。（本相談会はセミナーを受けていなくても参加できます）

- 場 所 西尾商工会議所会館 1階相談室
- 対 象 小規模事業者 ●参加費 無料
- 問い合わせ 当所 小嶋（TEL56-5151 FAX57-0002）

### インボイス制度登録開始！消費税に関する個別相談会申込書

西尾商工会議所 行（FAX 0563-57-0002） 担当：小嶋

事業所名		参加者氏名	
電話番号		FAX番号	
希望日 （〇印記入）	11月18日（木）・12月2日（木）・12月15日（水）		
希望時間帯 （〇印記入）	① 13:00～13:50 ② 14:00～14:50 ③ 15:00～15:50 （希望時間に沿えない場合もあります）		

※ ご記入いただいた情報は適切に管理し、本相談会に係わる連絡調整にのみ利用させていただきます。